

# 耐震診断の結果の公表

令和3年9月1日現在

## ■法第7条第1号に掲げる建築物（耐震診断の結果の報告期限が平成28年3月31日のもの）

No	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の主たる用途 【災害時の用途】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価結果※2				安全性の 評価※3 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
										内容	実施時期	
1	三好市役所本庁舎	徳島県三好市池田町シンマチ1500-2	庁舎 【災害対策本部】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	0.25	Ctu·Sd	0.23	Ⅰ	除却	令和5年4月着工予定 令和5年9月完了予定	
2	勝浦町役場	徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	庁舎 【災害対策活動拠点】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	Ctu·Sd	0.82	Ⅲ	—	—	耐震改修済
3	勝浦町住民福祉センター	徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	集会所 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	Ctu·Sd	0.51	Ⅲ	—	—	耐震改修済
4	勝浦病院	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	病院 【病院】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.34	Ctu·Sd	1.03	Ⅲ	—	—	
5	鬼籠野生活改善センター	徳島県名西郡神山町鬼籠野字川東118	集会所 【避難所運営施設】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is	0.62	q	2.48	Ⅲ	—	—	耐震改修済
6	鬼籠野一ノ坂校舎	徳島県名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂514	校舎 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.29	Ctu·Sd	0.51	Ⅲ	—	—	耐震改修済
7	牟岐町民体育館	徳島県海部郡牟岐町大字川長字市宇谷1-2	体育館 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	Ctu·Sd	1.09	Ⅲ	—	—	耐震改修済
8	穴喰町民センター	徳島県海部郡海陽町穴喰字穴喰362	集会場 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	Ctu·Sd	0.77	Ⅲ	—	—	耐震改修済
9	松茂町役場	徳島県板野郡松茂町広島字東裏30	庁舎 【災害対策本部、避難所】	建替え済(平成28年12月完了)								
10	松茂町総合体育館	徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵225-3	体育館 【避難所】	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is	0.80	q	1.38	Ⅲ	—	—	耐震改修済
11	板野保育園(管理棟)	徳島県板野郡板野町大寺字岡ノ前20	保育園 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	Ctu·Sd	0.81	Ⅲ	—	—	耐震改修済
12	板野保育園(遊戯室棟)	徳島県板野郡板野町大寺字那頭27-2	保育園 【避難所】	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.14	Ctu·Sd	0.50	Ⅲ	—	—	耐震改修済

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※3 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、

震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。)